

○飯塚市学校保健会補助金交付要綱

平成19年11月27日

飯塚市告示第129号

(趣旨)

第1条 飯塚市の学校教育における保健管理及びこれに関する調査研究並びに普及発展を図り、学校保健施策に寄与することを目的として、飯塚市学校保健会が行う事業に対する補助金の交付については、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(対象事業)

第2条 この補助金の対象となる飯塚市学校保健会の事業は、次のとおりとする。

- (1) 学校保健に関する事業の企画及び実践
- (2) 健康に適した学校環境に関する研究
- (3) 学校保健に関する講演会の開催及び研修
- (4) 学校保健に関する調査研究
- (5) 前各号に掲げるもののほか、学校保健に関し、市長が必要と認める事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において市長が定める。

(補則)

第4条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付申請に係る申請書等の様式、その他の補助金の交付に必要な事項については、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。